

集落支援員

- 過疎地域等の集落の維持・活性化のため、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウを有する人材が、集落の巡回・状況把握、住民同士の話し合いの促進、これらを通じ必要とされた具体的な取組やその取組主体となる地域運営組織などのサポートを行う。

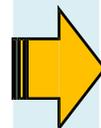
集落支援員の活動イメージ

■ 集落点検の実施

市町村職員と協力し、住民とともに集落点検を実施

■ 集落のあり方についての話し合い促進

「集落点検」の結果を活用し、住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての話し合いを促進



□ 集落の維持・活性化に向けた取組や取組主体となる地域運営組織などのサポート

- ① デマンド交通システムなど地域交通の確保
- ② 都市から地方への移住・交流の推進、
- ③ 特産品を生かした地域おこし、
- ④ 高齢者見守りサービスの実施、
- ⑤ 伝統文化継承、
- ⑥ 集落の自主的活動への支援 等



※ 集落支援員は、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携して活動

特別交付税措置

集落支援員を設置した地方自治体に対して特別交付税措置を講じる。

| | |
|------|---------------------------------|
| 対象経費 | 集落支援員の報償費、活動費等 |
| 措置額 | 集落支援員1人あたりの上限額 専任 485万円、兼任 40万円 |

※ 国勢調査における人口集中地区は措置の対象外